

〈書評〉

新動向「配慮表現」研究の一事例一下 ——藤原浩史氏の所説をただす——

川 上 徳 明

後半に入る。先ず4項の見出しを再掲する。

4. 依頼・禁止の文型による配慮

4.1 通達的な依頼・禁止

4.2 文型による配慮の選択

上記の見出しは文型によって配慮を選択するとの意であろうが、しかし事実は配慮が前提となって文型が選択されるのであって、ここは「文型」と「配慮」との関係が逆になっているのである。

次に、この項を検討する前提として、本論文(2014.6以下時に<配慮表現>と略称)と「平安和文の命令表現」(2014.4以下<命令表現>)との関係を確認する。<命令表現>の「付記」に

本稿は藤原(2014)と内容が一部重複する。

とあるが、重複は一部に止まらず、実に4項以下の全叙述に関わる。例えば、4.1項の例文は悉く<命令表現>のそれと一致し、かつその説明の多くは<命令表現>での解釈に依存している。要するに<配慮表現>の中心をなす主張は総て<命令表現>の焼き直しと見るべきものである。よって以下彼此二論文を併せ見ることとする。従って検討が錯綜することになるが、この点予めお断りしておきたい。

続いて、見出しの「通達」の意味を確認する。「通達」とは

[決定事項などを]上から下へ告げ知らせること。特に上級官庁が所管の機関・職員などに命令・通知などを出すこと。また、その命令・通知(の文書)。(『学研国語大辞典』傍点線筆者)

の意である。要するに、役所からの命令・通知であって、決して物語会話文における私的な命令・依頼・勧誘・懲憑等を意味するものではない。この点は『雲州往来』所収の書簡

例文においても何ら相違はない。氏は、〈命令表現〉以来この語を頻用しており、まさに両論文のキーワードと称すべきものであるが、その概念規定はついで見られず、その用法は多義かつ甚だ曖昧である。

以上を前提として両論文を検討してゆく。

なお、説明の都合上、筆者の「**四段型体系説**」に言う①型～④型の呼称を随時用いる。

本論に入る。4.1項は突如、漢文資料の『雲州往来』の例文検討から始まるが、いま例えば『源氏物語』と『雲州往来』との例文を比較するに、一は和文の、物語中の口頭語即ち話し言葉であり、一は変体漢文の、書簡中の文章語即ち書き言葉である。要するに全く文体を異にするのであって、決して同列に論ずべきものではない。しかもここでは『雲州往来』のごく少数例を論の中心に据えているのであり、これでは論拠を危うくする。

氏は『雲州往来』の依頼・禁止の検討に際し、先ず仁科伸康(2010)の調査結果に基づき、その最も代表的な表現形式は「べきなり(可也)」型であるとして次の2例を引く。

(16) [左大弁→蔵人弁] 結願ノ時、衣冠ヲ正シクシテ參ゼ被ル可キ也。(雲州往来中38・往状)

これはいわゆる当為表現であるが、適切性を述べる段階のものではなく、「必ず～すること」という蔵人弁に対する業務命令である。次の(17)のように「ぜひお越し下さい」という場合にも用いられる。

(17) [左近少将→頭中将] 明日ノ見物、何ノ處ヲ點ゼ被ルル哉、馬出ノ[之]邊ニ一ノ蝸舎有り、若他所無クハ、光臨セ被ル可也、廬橋少々具セ令メ給ヘ[耳]。(雲州往来・中36・往状)

共通するのは、相手の諾否をまたない点である。依頼・禁止に際しては行為の実行／不実行は、聞き手に委ねられるが、「べきなり(可也)」型を選択する場合、相手が断ることを想定しない。

上記は要するに「可キ也」は「当為表現」「命令」であるというのである。この2例は氏の「科研報告書」(2009、以下〈報告書〉)以来の例文であるが、そこではあたかも自明の事実を言うが如く初めから「通達」と措定されているのである。即ち、上記の見解は『雲州往来』の「可キ也」の用例精査の結果得られたものではない。

(16)は書状の最後の一文のみを引用しているが、省略された数行の叙述を通覧すればこれが業務命令に非ざることが了解出来ようと思う。

(17) は 競馬見物への光臨（来訪の意の尊敬語）を勧誘するものであるが、これが如何にして相手の裁量を認めない強い表現たり得るのか。因みに、この書状の差出人左近衛少将は正五位下、受取人の頭中将は従四位下である。

次に反例を示す。

來ル廿三日、愚息二人元服ヲ加フ可シ、理髮ノ〔之〕事、兼ネテ御用意有ル可キ也、
(中 65、但馬守→宮内卿)

これは息子二人の元服に当たり、理髮の役を依頼したものである。

近來春ノ日遅々タリ、只文ヲ以テ友ト為、貞觀政要シヨ暫ク借シ及シ給フ可キ也、一見ノ後ハ、即チ以テ返奉ス可キ也、又嵯峨ノ別墅景趣幽奇ナルカ歟、早く花穀ニ脂シテ赴カ令メ給フ可キ也、(中 22、民部少輔源→右中弁)

これは貞觀政要の借用依頼と嵯峨別荘の遊宴を勧誘したものである。

今年ノ吉方幸ニ法輪寺ニ當レリ、貴下已ニ同ジク甲子ナリ、相共ニ參詣セ被ル可キ歟、其ノ次ニ、山田ノ素梅賞翫ス可キ也、歌仙ノ〔之〕人々、誘引セ令メ給ヘ、(下 7、大輔少輔→兵庫頭)

これは法輪寺吉方詣と梅見の歌会への勧誘状である。

以上の3例は何れも依頼乃至勧誘であって、決して命令と解すべきものではない。

なお、(17) では「可キ也」と「令メ給ヘ」との差違は行為の恩恵が相手にあるか、自分にあるかによるとするが、その当らざることも以上の例によって確認されるであろう。

『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』との同話を検するに、前者の「給フベキナリ」が後者で「給ヘ」になっている例が3例見られる。この事実は両作品の文体の相違に起因するものと考えられる。そしてこれは延いて『雲州往来』の「(給フ)可キ也」を直ちに当為表現と解すべきではないことの証左となろう。『雲州往来』には「給ヘ」の用例皆無だからである。文体の相違を無視してはならない。

続いて(18)に進む。

また、上位者から下位者には次のような行為指定表現が見られる。

(18) [右大臣→但馬権守] 右大臣ノ御消息ニ云ク、「今年五節ノ舞姫ヲ献ス可シ、童女ノ装束、調シ送ラ被ナン乎レ者キリ、[右大臣の消息に「今年、五節の舞姫を献上することになる。その童女の装束を調べて送りなさい」とのことです] (雲州往来・上 35・往状、但馬権守→丹後守)

ここは単に「上位者から下位者」に対する行為指定とあるが、要は右大臣の書状である

として、完全な指示、通達と解しているのである。この例文は<命令表現><配慮表現>二論文の契機を成すとともに、その唯一かつ絶対の根拠として以後の主張の方向を決定したものである。その意味でこれは最も枢要な例文である。よって以下詳細な検討を加える。

上記引用を見るに、差出人と宛て先とが二重になっている。この書状は右大臣の消息を但馬権守が丹後守に取り次いだものであるから、単に「但馬権守→丹後守」とすべきものであって、冒頭の「右大臣→但馬権守」は不当である。これが右大臣自身の文章であれば、自ら「右大臣殿ノ御消息」などと書く道理がなからう。尤も上記引用にはこの「殿」が無い。更に訳文には「右大臣の消息」とあって、「御」が除かれている。ここまで来ればもはや単なる不注意とは解し得ない。これは右大臣を差出人とせんがための作為と見る外はなからう。

書状の文面を見る。「今年…送ラ被ナン乎」の部分は右大臣の言そのままではなく、伝言者但馬権守が表現を和らげたものと解する。所謂間接話法である。もしこれが右大臣の言であれば、例えば「調シ送ラ被可シ」とでもあるべく、何も「調シ送ラ被ナン乎（調べて送って下さいませんか）」とする必要はない。

同様の例を挙げる。次は春日祭使の一行に加わるようにとの命を伝言するものであるが、依頼の形に和らげている。

仰セヲ被ルニ云ク、「來月春日ニ參ス可シ、若シ殊ナル御障ヲ無クハ、同道セ被レ乎」、仰セノ旨、此ノ如シ、之ヲ悉セヨ。(中 63、治部卿→前右馬助)

ここで「ナン乎」の「ン(む)」「乎(や)」の意味を確認する。

今日貫主ノ里亭ニ參ス可シ、密々ニ和歌ノ題有リ、早春ニ鶯ヲ待ツト云々、芳下媛メ令メ給ヒナン乎。(下 6、右兵衛佐→治部大輔)

熾盛光ノ法、吉日ヲ以テ修セ被ル可キ之由、其ノ仰セ有リ、番僧ノ淨衣、何ノ色ニ染メ令メン乎。(上 47、前備中守→東塔阿闍梨)

下 6 は「早春ニ鶯ヲ待ツ」の歌をお持ちでしょうか(お持ちではございませんか)の意であり、上 47 は「番僧の淨衣は何色に染めさせましょうか」と尋ねたものである。何れも「ン」の意味は「推量」、「乎」の意味は「問い」なること言うまでもなからう。

次に依頼の例を見る。

繪師某、殿下ニ候スル者也、一日ノ暇ヲ免シ給ヒナン乎、事尤要須也、枉ケテ恩容ヲ垂レヨ、(上 17、右少將源→新中將)

明日、省試有ル可シト云々、(中略)左兵衛ノ佐、學徒ヲ相訪ウ可キ[之]由ト云々、貴殿若シ御障リ無クハ同道セ令メ給ヒナン哉、(上 41、左近衛少將藤原→新少納言)

上17は絵師の休暇を乞うものであり、上41は省試受験への同道を依頼したものである。

この4例における「ン—乎（哉）」の意味は勿論等しい。ただそれが「問い掛け」に止まるか、それともそこから一歩進んで相手の行為の実現を希求するかによって文意が相違する。

さて次は氏の論の推移・変転を見る上で極めて重要な例である。以下は氏の〈報告書〉の第4項「間接的な依頼表現」中の「行為指定の婉曲化」についての説明である。

『雲州往来』においても、相手の意志を尊重すべき場合には、直接的表現は回避される。相手の意志をうながす、確認する形がとられる。（下線筆者）

として次の2例を示す。

今日は臣下佳遊ノ〔之〕期也、聊カ詩篇ヲ命セント欲フ、御暇有ラハ〔者〕、光儀セ被レナシヤ哉、（上末31・往状、右大弁→菅文章博士）

明日舞師ヲ招ク可ク侍リ、白地ニ駕ヲ枉ケン乎、下官本性此ノ道ニ拙シ、此ノ如キノ〔之〕事、見地ノ〔之〕人、尤モ要樞也、（上末37、右中弁→雅楽頭）

前者は重陽の詩宴への出席を依頼するものであり、後者は臨時祭の舞人を勤めるわが子の舞師を招くにつき、相手の来駕を乞うものである。何れも「ン哉（乎）」による婉曲的な表現であり、前掲の氏の所見はほぼ妥当と認められる。

ところで、この〈報告書〉の2例と、先の右大臣に関わる例文(18)との解釈の信じ難いほどの相違・対立は一体どこから来るのか。ここで謎解きをする。

〈報告書〉(2009)の段階では未だ「右大臣」の例を知らなかった、換言すれば〈命令表現〉(2014.4)、〈配慮表現〉(2014.6)の段階に至ってこの例文を発見したのである。この発見の意味、その影響はまことに甚大であった。上記二論文が例文(18)を契機とし、それを唯一・絶対の根拠として成り立ったものであることは先に指摘した通りである。そしてこの視点から両論文を俯瞰すると、氏の主張の意図、論の構成の意味が判然と見えて来る。

具体的に言う。氏の主張は〈命令表現〉(10)の

①聞き手に諾否の選択があると想定する場合には、命令形述語が選択される。

②聞き手が諾するしかないと想定する場合には、「む」型述語が選択される。

を中核とするが、この②即ち「む」型述語についての主張が「右大臣」の例から出たものであることは疑いない。そしてこの②を基準に、その対照・対蹠として補足された幻想が①である。〈命令表現〉の主題である命令形述語「～たまへ」の例文が遂に皆無であるという驚くべき事実の因も実はここにある。幻想には論拠がない道理である。

更に〈命令表現〉の結論では、自らの既発表論文「平安和文の依頼表現」(1995、以下

＜依頼表現＞)で「む」型相当の表現を「間接的依頼表現」と解したのは「間違いである」とし、それを「断られることを想定しない通達である」と改めるといふ。この変説の影響は大きい。何故ならこの論文は「直接的依頼表現」「間接的依頼表現」の二項を中心に構成されており、その一の否定は直ちに論全体の否定につながるからである。ただし、この点について氏自身にどれほどの認識があるかは不明である。

上述の「間接的な表現」の一例を示す。

琵琶は、押手しづやかなるをよきにするものなるを、柱さすほど、撥音のさま変りて、なまめかしう聞こえたるなむ、女の御ことにて、なかなかをかしかりける。
いで遊ばさんや。(紅梅・5・46、大納言→宮の御方)

これは紅梅大納言が、妻の真木柱と蛸兵部卿との子である宮の御方に琵琶を勧めるところである。氏はこれを

親代わりであることの自覚から、彼女を指導する意図はあるけれども、実の子ではない遠慮によって、相手の意図を何う表現形式が採用されたものであろう。とする(＜依頼表現＞P39)。この説明は妥当である。ただし、氏が以後この例を引用することはない。自説に不都合な例は触れずにおくに如くはない。

以上、例文(18)に関わる諸問題を見てきた。ここで本題に戻る。次は先に引用した例文(18)に直接する記述である。

このような「～む」型は、「～なむや」「～てむや」の形で和文資料にも見られるものである。

これでは話が全く逆である。平安和文の用例解釈に当って『雲州往来』の用例を基準とするなど、まさに本末を誤るものと言わねばならない。問題の「なむや」「てむや」は和文体の典型的な表現形式であり、その中の「なむや」が『雲州往来』に取り入れられたのである。それは依頼・懇請・慫慂に際し、硬質な漢文体では担い切れない細かな心情を表現するためである。要するに、『雲州往来』の例によって『源氏物語』の例を解釈してはならない。しかもその根拠としたのは例文(18)の唯一例に限られる。またそこには「ナーンー乎」の表現構造についての解析が一切無い。そこにあるのは唯ただ「右大臣」の存在のみである。

氏が例文(18)を「通達」と主張する根拠については後にまた改めて述べる。

次に例文(19)～(21)を見る。

(19) [博士たち]「鳴り高し。鳴りやまむ。はなはだ非常なり。座を退きて、立ち

「たうびなん」など、おどし言ふも、いとをかし。(源氏物語・少女・3・24)

ここを夕霧の「学問始めの儀式」の場面とするが全くの虚構である。この件の冒頭に「字つくることは東の院にてしたまふ」とあるとおり、ここは夕霧の字をつける儀式の場面である。場所も「東の院」即ち源氏の二条東院であって、大学寮ではない。そもそも物語に「学問始め」などという言葉はない。なお、夕霧の入学はこの後のことである。この場面を「学問始めの儀式」の場とするのは<命令表現>以来であるが、何故にかかる虚構を敢えてするのか。場面の再構築は氏にとって重要な問題ではなかったか。尤も作為の理由はその説明を見れば明らかである。

(博士たちは)並み居る貴顕に対し、あたかも教室において生徒に対する先生の口調で話す。生徒側に逆らう権利はない。
つまり、ここを指示・通達とせんがために場面を偽ったのである。

(20) [惟光→源氏]「夜は、明け方になりはべりぬらん。はや、帰らせたまひなん」
と、聞こゆれば、かへりみのみせられて、胸もつとふたがりて出でたまふ。
(源氏物語・夕顔・1・180)

これを「夕顔が急死したところ」とするのは<命令表現>以来であるが、これも肝心の場面を取り違えている。夕顔の死は八月十六日夜の某院での出来事である。かの亡骸をいま一度見たいと源氏がここ東山に赴いたのは翌十七日夜の事である。夜は既に明け方となった。これは秘密の漏洩を恐れる惟光の言である。「源氏がこのまま夕顔とともにいる自由はない」とするが、それはなにも惟光の言によるのではない。敢えて言えばそれは秘密の漏洩を避けねばならないこの場の現実による。

なお、「はや、帰らせたまひなむ」を「早くお帰りあそばすよう」と訳しているが、これは指示・通達の語ではない(尤も訳文は「新編」の丸写しであるが)。惟光が源氏に命令するなど、絶対にあり得ないことである。

なおまた、「～なむや」「～てむや」の形を問題としながら(19)(20)はその例ではない。これも論の粗策を示すものであるが、②型と③型との相違を無視するなど、到底容認し難い。

次の(21)が本論文(及び<命令表現>)における③型の唯一の例である。

- (21) [源氏→紀伊守]「かの、ありし中納言の子は、得させてむや。らうたげに見えしを。……」と、のたまへば、「いとかしこき仰せ言にはべるなり。姉なる人にのたまひてむ」(源氏物語・帚木1・105 末尾、新全集「のたまひむ」を旧大系により「のたまひてむ」に改める)

上記例文は<依頼表現><報告書><命令表現><配慮表現>の四稿総てに引用されているが、このうち前二稿では、源氏と紀伊守とは初対面の間柄であり、遠慮が働いて、相手に是非を尋ねる形式即ち間接的な依頼表現をしたものと説明していた(両者を初対面の間柄とするのは誤りであるが)。それが<命令表現>に至って次の如く一変したのである。

源氏が紀伊守に言う「得させてむや」は、「得させるだろうか?」ではなく、「得させること!」という通達である。

なんと源氏の詞に感嘆符が付けられた。源氏は大声で居丈高に命令したのか。源氏の命令・依頼等の例は180余に及ぶが、その訳文に感嘆符が付いたのは物語の長い研究史上恐らく空前のことであろう。

しかしまた、本<配慮表現>では、ここを「わたしに任せてもらえまいか」と訳している。これは相手の意向を尋ねたものではないか。一体、どちらに依れと言うのであろうか(ただし、この訳は「新編」によるものである。何故自らの主張に基づく訳を示さないのか)。

一方の紀伊守の言葉については

新全集の「のたまひむ」を旧大系により「のたまひてむ」に改める。

という。これは<命令表現>以来のことであるが、底本の本文を自己の主張に合わせて恣意的に変更したのである。この変改を基に<命令表現>では紀伊守の言葉を説明して

「私ではなく空蟬の方に、源氏が言うべきことです」という返事である。

とする。紀伊守は源氏の求めを突っ撥ねたのである。しかも明らかに命令的な口調で。ただし、<配慮表現>ではここを「姉にあたります人にご意向をお伝えください」と訳している。何故訳語がかくも転々とするのか。

以上、例文(19)～(21)について詳細を見て来た。間接的な依頼表現から通達的な命令表現へとの変説の因が奈辺にあるかはもはや繰り返す要はなからう。

次の(22)は筆者の「**四段型体系**」説に対する批判である。少し長いがその全文を引用する。

この「む」型の行為指定の表現価値については、諸説あるところである。川上徳明(2005)は命令・勧誘表現に四段体系があるとする。

- (22) ①型 命令形による直接的な命令表現
- ②型 推量形式による婉曲な命令・勧誘表現
- ③型 推量－疑問（問い）による一層婉曲な命令・勧誘表現
- ④型 反語…否定の形式による最も婉曲・間接的な命令・勧誘表現

上記の②型・③型に相当する表現がこれにあたる。しかし、

- Ⓐ (3) や (4)、(19) から (21) のような二人称主語・未来時制の「～む」型の文は、明確な命令であり、相手は従わざるをえない内容と解釈できる。
- Ⓑ よって、これを「推量」と理解するのは無理がある。
- Ⓒ (19) を除き敬語と共存するので、丁寧な表現にもなりうるが、それは婉曲であることを意味しない。
- Ⓓ また、③型にある「疑問（問い）」は、(18) と (21) に見られる終助詞「や」を指すが、「や」は命令形の文末にも接続し、行為のうながしとして用いられることが多々ある。
- Ⓔ さらに、反語表現は問いかけの形をとりながら、相手に「そうではない」という解答を予定するものであるから、相手の自由な解答を許容しない。
- Ⓕ この①→④の順で婉曲・間接の度が強まると述べられているが、行為に関わる相手の意志の自由度からすると、むしろ、逆順であると考える。(改行・太字・記号・下線筆者)

先ず概言すれば筆者は上記Ⓐ～Ⓕの総てを否定する。以下、順を追ってそれを検証してゆく。

Ⓐで「二人称主語・未来時制の『む』型の文は、明確な命令である」という。これには一驚した。命令・依頼表現は総て二人称主語であってそれ以外は無。かつまた既の実現していることを要求することもない。換言すれば要求内容はみな未現実・未来のことに属する。要するに「二人称主語・未来時制」は命令・依頼表現一般に共通することであるからそれによって個々の意味を規定することは不可能である。従って「む」型の故をもってこれを直ちに「明確な命令」とするのは明らかに誤りである。

如上の二人称主語・「む」型の文意を「明確な命令」「通達」とするのは<命令表現>以来の氏の持説であり、先の例文(18)もこの研究以前の謬見に基づくことをここに確認する。この事実は極めて重大である。何故なら既述の如く例文(18)は本論文の唯一かつ絶対の根拠であり、それが否定されることは直ちに本論文の瓦解を意味するからである。

なお、氏は<命令表現>以来、②型・③型の「む」の意味を推量に非ずと主張するが、上記「未来時制」は「む」を推量と解してこそ言えることであろう。

㊦で例文(3)(4)及び(19)～(21)を問題にしているが、(19)～(21)は既に検討済みであるから残る(3)(4)を見る。

(3) [大内記→匂宮]「まだ人は起きてはべるべし。ただこれよりおはしまさむ」として、入れたてまつる。(浮舟・6・119)

<配慮表現>では上記原文と訳文(「新編」による)のみであるから<命令表現>の説明を引く。

大内記は匂宮を宇治の姫君のもとに案内する。(中略)「おはしまさむ」において、聞き手・匂宮にはそれに従わないという選択肢がない。指示に従わなければどうしようもないのである。大内記は匂宮になすべきことを通達するわけであり、相手の拒絶はまったく考慮していない。「む」型による行為指定は、命令形述語よりもむしろ強い態度である。(下線筆者)

以上は氏の力説に拘らず全くの謬言である。そもそも匂宮は大内記他を従え、その案内によって宇治の浮舟を訪れ、今、その寝殿に忍び入ろうとしているのであり、この場面で、入るか入らないかという選択肢など初めから問題外である。従って「拒絶云々」もまた全然意味を持たない。大内記の言葉の力点は「ただこれより」にあると見なければならない。説明的な訳文を示せば、「かまわず、ここー葦垣をこぼちたる処ーからお入り遊ばしますように」となる。鄭重に慫慂したのである。大内記が匂宮に対し、強い態度で通達・指示するなど到底あり得ないことである。

例文(4)については問題の前後を含め原文をやや詳しく引用する。

(源氏は)我ながらつらく思いつづけらるるに、涙ぐまれて、「今宵ばかりはことわりとゆるしたまひてんな。これより後のとだえあらんこそ、身ながらも心づきなかるべけれ。また、さりとて(女三宮への疎遠も)かの(朱雀)院に聞こしめさむことよ」と思ひ乱れたまへる御心の中、苦しげなり。(若菜上・4・64、源氏→紫上)

女三宮が降嫁して六条院に入った。その新婚三日の夜の源氏と紫上との複雑な心情を描いた部分で、源氏は涙ぐみ、思い乱れながら、苦しげに女三宮方行きへの了解・承諾を求めているのである。ここは「ゆるしたまひてよ」という直接的・直線的な言い方を避け、「ゆるしたまひてんな」と婉曲・間接的な表現をとったのである。なお、これは㊦型の文末に終助詞「な」の下接した極めて珍しい例であるが、これも紫上に訴えかけているのである。

では氏はここを如何に説明しているか。<配慮表現>では上記例文中の源氏の会話部分とその訳文とを添えるのみであるから、以下<命令表現>について見る。

新全集では「今夜だけは無理からぬこととお許しくださるでしょうね」と口語訳するが、そのような言葉とするととても嫌みな感じがする。「む」を推量ととるからである。この局面で源氏は女三宮のところへ行くのを、紫上に許してもらえない状況である。これは「状況に照らして当然と、わたしをお許し下さいね」と通達して了解を求めるものである。(下線筆者)

驚くべし、氏は「新編」の逐語的な精緻な訳文を「とても嫌みな感じ」、不愉快として斥けたのである。しかし、現代の一研究者の個人的な好悪の感情によって訳文が左右されるなどということがあり得るであろうか。かつまた、「新編」の訳文を「嫌み」ととる読者・研究者が果たして氏の他にあらうか。更に不快の原因を、「む」を推量ととるからだとするが、ではその意味は何なのか。氏は「む」型文の解釈について、「『推量』とされる助動詞『む』の文法的な意味が問題の中核である」とまで揚言しながら、〈命令表現〉〈配慮表現〉の二論文を通じて遂に一度もその意味を説明することが無い。これでは「『む』は推量ではないから推量ではない」と主張するに等しい。ひたすら自分が言いたいことを言い募るだけであり、これを「**小児型強弁**」を呼ぶ。

更にまた、源氏の言葉を「通達して了解を求めるもの」というが、許しを乞う言葉が通達即ち明確な命令である筈がなからう。また「通達」であればその上に「了解」を求める必要はない。氏は命令・依頼表現の解釈とは場面及び話し手の心的態度の解釈だというが、ここでは上述の源氏の心情について何の言及も見られない。先に指摘した文末の「な」についても一顧だにしていない。

以上、(22) ㉑で言及された例文(3)(4)、(19)～(21)の解釈の総てを否定した。続く㉒を見る。氏は㉑を根拠に「よってこれを『推量』と理解するのは無理がある」というが、ここにはまた新たに論の根幹に関わる重大な誤解がある。筆者は②型・③型の文中の助動詞「む」の意味を「推量」としているのであって、文意を「推量」としているのではない。これは前掲(22)に引用された筆者の「四段型体系」中の②型・③型の説明を見れば疑問の余地はなからう。文の構成要素としての「む」の意味と文意とを混同してはならない。

次の㉓で、「敬語と共存する」ことは「婉曲であることを意味しない」というがこれは全く無用の指摘である。そもそも筆者は敬語の有無を基準として体系を論じているのではない。婉曲か否かを決定するのはそれぞれの文末形式である。これに関しては川上(2017)所収の「**命令・勧誘表現の四段型体系表**」を参照されたい。

次に㉔・㉕を一括して見る。ここでは③型の「や」と①型の「や」即ち命令形の一部に下接する「や」とを同一視しているが、両者は次の二点において画然たる区別がある。先

ず体系上から見るに、③型は②型に係助詞「や」が下接したものである。これに対し、命令形の一部に下接する終助詞「や」は①型に必須の構成要素ではない。命令形であることが①型の必要にして十分なる条件なのであって、「や」はそれには関わらない。この点は命令形に下接する他の終助詞「かし」「よ」の場合も同様であって何れも派生的・副次的なものである。

次いでその意味について見るに、③型の「や」は「疑問」－これを「疑い」と「問い」に分けるなら「問い」－である。即ち「～むや」「～なむや」「～てむや」等の形で相手の意向を尋ねているのである。一方、命令形下接の「や」は「焦燥・苛立ち等、話し手の昂った感情」を表すものであって^(注1) 両者の意味は明確に区別される。

㊦の「行為のうながし」の意を<命令表現>によって確認する。そこでは命令形下接の「や」を

「今のところ、そのようにするつもりがないと思うが、そうするように」と、相手の意思の変更を働きかける言葉である。

とし、更に③型の「や」については「得させてむや」を例に

自分の要求を全く予期していない相手へ話題を切り出すものとして右と同様に「や」が付加されて、「あなたは予期していないことではあるが、わたしに得させるように」という通達と理解できる。

という。まことに驚嘆すべき見解であるが、付属語の助詞「や」がかかる複雑・冗長な意味を担うことは絶対にあり得ない。また③型文末の「や」が如何にして「話題を切り出す」機能を持ち得るのか。しかもそれが「通達」だという。これは命令文そのものの機能ではないか。如上の見解はこれまでの日本語文法学の助詞研究の成果を全く蔑するものであって悉くあまりにも常軌を逸した暴論であり、論外である。またこれでは「や」を伴う①型と③型との文意に相違がなくなる。

次の㊦は筆者の④型に対する信じ難い無理解に発する。筆者は初めこの㊦を皆目理解し得なかったが、しかしこれは判らぬのが当然であった。あろうことか氏は「反語表現」を④型と誤認しているのである。この事実気付いた時にはあまりのことに絶句した。④型とは次の如き「反語…否定」即ち「やは…(給は)ぬ」の形式をいう。

(男)「などかくはさまよひたまふ」といへば、(女ども)「夜ふけにければ、局もなくてなむ、よるべもなくてある」といへば、「さらば、ここにやは宿りたまはぬ」といはせければ、「なにのよきこと」と、集り来て、(平中・7、男→女ども)

忠こそ山伏に語らひ給ふ。「…。あらはれたる(世に著名な)師にはえなむつくま

じくはべるを、御弟子にやはなし給はぬ」といふ。(宇津保・忠こそ。忠こそ→山伏)

「ここにやは立たせたまはぬ。所避りきこえむ」(葵・2・29. 女→源氏の供人)

第1例は説明の要はなからう。第2例、忠こそは奸計によって父の不興をかい、煩悶し遁世を志す。折しも鞍馬からやって来た山伏に出家の願いを語る。忠こそは極めて慇懃に山状に対する。「御弟子にやはなし給はぬ」は最も間接・婉曲的な表現である。

第3例、葵祭の日、源氏は紫上とともに見物に出るが、物見車が立て込んで車を立てる場所がない。困っていると女が源氏の供人に向かって、場所を譲ろうと言う。「ここにお車をお止めになりませんか。場所をお譲りいたしましょう」と婉曲に勧奨したのである。

以上④型「反語…否定」の例を見た。

これに対し、氏は単なる「反語表現」を問題にしたのである。ただし、全く例を示さぬから以下その例を補う。

「門のことをこそきこえつれ。『障子あけたまへ』とやはきこえつる」(枕草子・大進生昌が家に。清少納言→生昌)

「わが子どもを見るに、この君に似るべきやはある」(東屋・6・82・中将の君の心内語)

これによって、④型と「反語表現」との相違は明らかであろう。単なる「反語表現」は依頼表現とは無縁である。

なお、氏は「反語表現」は「相手に『そうではない』という解答を予定するものである」とするが、上記例文によって知られるように「そうではない」というのは話者自身の見解であって、決して相手の「解答」ではない。従ってまた、それをもとに、反語表現は「相手の自由な解答を許容しない」などというも更なる謬妄を加えたに過ぎない。なお、ここで「解答」という語を繰り返しているが、そもそも命令表現は言葉の上での理解や解答を求めるものではない。これは命令表現とは何かという根本的な認識に関わることである。因みに<命令表現>の結論では命令形「たまへ」は「諾否の回答を要求する文型である」としていた。ともに論外と評する外はない。

要するに④は前述の根本的的外れを初め、自ら持ち込んだ「反語表現」についてさえ全くまともな説明が出来ないでいるのである。

末尾の結語㉔を見る。これに関し次に拙著(2005)所収の図を再掲する。

(「文末語」は「給ふ」系で代表させてある)。

第 1 図

機能	形式	名称	文 末 語	相手への働きかけの強さ
命 令	命 令 形	① 型	給ひね 給ひてよ 給へ	→
		② 型	給ひなむ 給ひてむ 給はむ	
婉 曲 な 命 令 ・ 勸 誘	推 量 な 命 令 ・ 疑 問	③ 型	給ひなむや 給ひてむや 給はむや	
		④ 型	やは…給はぬ	

この図について次のように述べた。

- 1 矢印の長さは、相手（受命者）への働きかけの「強弱」を表す。（後略）
- 2 下段にいくに従って矢印が短くなっている。これは下にいくほど婉曲、間接の度が強まる、換言すれば、それだけ相手の自由意志、選択の幅が大きくなることを意味する。

以上は期せずして㊸に対する確かな否定・反論となっていよう。

ところで、㊸の記述はまことに不可解であるが、ここは次のように読むべきものなのであろう。

（川上説の）①～④型の「婉曲・間接の度」と

（藤原説の）「相手の意志の自由度」とはむしろ「逆順」である。

尋常では到底あり得ない読み方であるが、しかし㊸はかく理解するしか方法がなからう。

ただしく命令表現>ではこれを

聞き手に対する態度としては、川上氏の主張とまったく逆順である。

としていたのである。㊸は殊更に比較の観点をずらし、更にそれを「むしろ」とするなど読者を欺く詭弁である。異を唱えるのであれば何故正面切ってそれをせぬのか。比較の観点を異にすれば、土台そこには順も逆もあり得ない道理ではないか。何を意図してかかる持って回った言い方をするのか。

氏は<命令表現>以来、筆者の「四段型体系」説の否定に躍起になっているが、ここも

同じく否定に急でかかる異常な記述になったものと思われる。

更に、いま一度①～④を確認するに、ここにあるのは唯々「む」型は明確な命令であるとの主張のみである。即ち①型については全く言及することがない。また④型はあらぬ「反語表現」を言うものであった。しかし、「む」型だけではそこに順序・序列はない。氏の主張は初めから結論が措定されているのであり、既に一再ならず指摘したように、そこにあるのはひたすら「む」型を「通達」とする抜き難い謬想である。

ここで①型～④型の表現価値を確認する。以下の例文は悉く(22)延いて氏の主張の根幹に対する確かな反例・反証となろう。①型には次のような例がある。

「わが仏、助け給へ。…よきに聞こえ給へ。…「あが仏、…なほなほ、もの聞えむ。
たばかり給へ。おほろげにてはかく聞こえじ。身の内に火の燃ゆる心地すればぞや。
助け給へ」と、血の涙を流してのたまへば…。(宇津保・菊の宴、実忠→兵衛の君)

ここに連続して「～給へ」即ち①型が出て来るが、これはあて宮の懸想人実忠の、あて宮女房兵衛の君に対する懇願の詞である。「火の燃ゆる心地」から「血の涙」を流して「助け給へ」「助け給へ」と訴えているのである。これはまさに必死の言葉なのである。

格子をやをら引きあげて「かういとつらき御心に、うつし心も失せ侍りぬ。すこし思ひのどめよとおほされば、あはれとだにのたまはせよ」とおどし聞ゆるを(源氏・若菜下・4・228、柏木→女三宮)

ここは柏木が遂に女三宮と密会した折のことである。柏木は女三宮の「あはれ」の一言がほしい。せめて不憫だと言ってもらいたい。ひたすら、一途にそれを思い詰めているのであり、「うつし心も失せ」た脅迫的な言動に柏木の懸命の願いを見る。因みに、柏木が、女三宮の乳母子の小侍従に手引きを乞う言葉5例は何れも①型「～たまへ」であることを附記しておく。

同様の例を挙げる。次は薫の、中の君に対する例である。

「世の人に似ぬ心のほどは、皆人にもどかるまじくはべるを。なほうしろやすく思したれ」など、恨みみ泣きみ聞こえたまふ。(源氏・宿木・5・447、薫→中君)

「なほたしかにのたまはせよ」とうちつけに責めきこえたまふ。(同・5・451、薫→中君)

いま一つ、強引に責める例を示す。

このをば、いといたう老いて、ふたへにてゐたり。これをなほ、この嫁、ところせがりて、今まで死なぬことと思ひて、よからぬことをいひつつ、「もていまして、深き山に捨てたうびてよ」とのみ責めければ、責められわびて、さしてむと思ひな

りぬ。(大和物語・156、嫁→男)

周知の姥捨ての段である。

「便なきことと、これかれ聞こゆとも、むかし思う給へし心ざし叶ふと思して、必ずをせさせ給へ」(宇津保・国譲・下、大后宮→新帝)

これは大后の宮が入内させた末娘を案じ、娘の立后を願っている場面である。①型の直線的な表現であり、更に「必ず」とあるだけでなく、それに強調の「を」を添えた極めて稀な例である。大后の宮の必死の姿が浮かぶ。

次は神仏に対する例を見る。これは「明石」の巻の暴風雨の場面で高潮と雷鳴の中、源氏が住吉の神に祈願する言葉である。

いろいろの幣帛捧げさせたまひて、「住吉の神、近き境を鎮め護りたまふ。まことに迹を垂れたまふ神ならば助けたまへ」と、多くの大願を立てたまふ。(明石・2・226、源氏→住吉の神)

こうした祈願・祈念に際し、神仏の意向を尋ねたり、その同意を求めたりすることはあり得ない。従ってそこに②型～④型が用いられることは無い。①型の端的な表現によってひたすら乞い願うしかないのである。ここに神仏への祈願・祈念に①型のみが用いられる確かな理由があろう。なお、このあとにも天地・神仏に対する2例が続くが何れも「～たまへ」とあって①型である。

更に、①型には次の如き繰り返しの例がある。

うへのきぬ裁ちておこせたり。又おそくもぞ縫ふとおほして、よろづの事おとどに聞こえて、「行きての給へ、給へ」と責められて、おはして、遣り戸を引きあげ給ふ。(落窪・巻1、北の方→中納言)

落窪の君を冷遇している継母中納言の北の方は女君に次々に縫い物を命ずるが、なかなか思うようには仕上がらない。ここは夫中納言に対しての激しい物言いとなっている。

手をたたきののしれど、いらへする人もなし。おもはやどりの刀自を呼びいでたるに、「殿上に、兵部の丞といふ藏人、呼べ、呼べ」と、恥も忘れて口づからいひたれば、たづねけれど、まかでにけり。つらきことかぎりなし。(紫式部日記、紫式部→御膳宿の刀自)

寛弘5年年末、引きはぎに入られた時の紫式部の言葉である。はげしい悲鳴・泣き声を聞きつけて恐怖し、引きはぎに着物を奪われたのだと事情がわかって、ますます気味悪さがつる。恐怖に狼狽した紫式部は宮廷社会の秩序に反する、恥ずべくはしたない叫びをあげたのである。

河原のほどより、年九十ばかりにて、雪を戴きたるやうなる姫・翁這ひに這ひ来て、

「まづ、ここ去らせ給へ、去らせ給へ」と泣く。(宇津保・蔵開上、嫗・翁→仲忠)

仲忠は京極の旧邸に不思議な蔵を発見する。嫗・翁は仲忠に危険が及ぶのをおそれて、開口一番「とにかくここを離れよ」と言う。しかもこれは泣きながらの言葉であり、感情の昂りは明白であろう。

こうした繰り返しの例は中古の物語・日記等 20 余の作品中 30 余例を数えるが、何れも何らか切迫・急迫した状況における、話し手の高揚・高調した昂った心情に発する表現である。従って、通常の一回きりの表現に比し、相手に対する働きかけの一段と強い表現である。なお、②型～④型にかかる繰り返しの例はない。

②型については既に氏が問題にした例文(3)(4)、(19)(20)でその解釈の非を明らかにした。ここで勧奨・勧誘の例を挙げる。

「わづらひし所とても、かならず、かくやは離れさせ給ふ。(朱雀院の)おはします所近く侍らふも、いとかしこきを、(もとの邸へ)わたらせ給はん」とすすめて(女一宮を)わたい奉らせ給ひつ。(夜の寝覚・巻4、内大臣→女一宮)

これは「すすめて」とあり、その意は明らかであろう。

「君はいざ給へ。(祭を)もろともに見むよ」とて、(紫上の)御髪の常よりもきよらに見ゆるをかき撫で給ひて(葵・2・27、源氏→紫上)

葵祭に誘った言葉であるが「見む-よ」とあって②型に助詞「よ」のついた珍しい例である。この「よ」は主として男から女に対して優しく語りかける語である。かかる「よ」が通達と共起することはない。

次に③型の例を挙げる。

「今宵いとさうごうしく侍るべき。いともいともかしこくとも、渡りおはしましなむや。翁ここならば、舞ひて御覧ぜさせむ」(宇津保・蔵開上、右大臣源正頼→左大臣藤原忠雅・式部卿宮)

ここには「いともいともかしこくとも」とあり、まさに最高度の恐縮の意を表している。更に初めに「今宵いとさうごうしく侍るべき」とある。「御臨席がないと今宵の祝宴は大変寂しうございましょう」の意である。依頼の理由や事情を言い添える方が押し付けがましくない。ここには聞き手に対する慎重な配慮がある。

中納言の君、北のおとどに「渡らせ給ひなむや」と聞こえ給へりければ、おとどおはしたり。(宇津保・蔵開上、中納言仲忠→右大臣正頼)

これは仲忠がわが子いぬ宮の九夜の産養いの祝いに妻、女一宮の祖父右大臣正頼を招待した辞である。二重敬語とともに③型による鄭重な表現になっている。

「なむや」の例を見たので、次に「てむや」の例を挙げる。

「あやしきことなれど、幼き御後見に思すべく聞こえたまひてんや。…」などのたまへば（源氏・若紫・1・215、源氏→僧都）

次は上に続く場面である。

「げに、うちつけなりとおほめきたまはむもことわりなれど、

初草の若葉のうへを見つるより旅寝の袖もつゆぞかわかぬ

と聞こえたまひてむや」とのたまふ。（同・1・216、源氏→紫上女房）

北山で若紫の素姓を聞いた源氏が、僧都や女房に尼君（紫上の祖母）への執り成しを依頼したものである。依頼者としての源氏の立場や心理はその全体の言葉遣にも反映し、「あやしきことなれど」「げにうちつけなり」と自ら省みて遠慮しながら切り出している。女房に対しても「たまふ」を繰り返しており、全体に鄭重で優しい。

ただし、上例で、僧都は源氏の依頼を「すくよかに」即ち無愛想に断っている。③型は決して氏の言う如き明確な命令・通達として「聞き手が諾するしかない」表現ではない。同様の例を示す。

「顔のいとよかりしかば、すずろに恋しけれ。ましが常に見るらむもうらやましきを、また見せてんや」とのたまへば、「いかでかさははべらん。…ましていかでか君達には御覽ぜさせん」と聞こゆ。（少女・3・65、夕霧→舞姫の兄弟）

五節の舞姫に選ばれた娘に心惹かれた夕霧は、常に自分の傍近くに仕えている童（姫の兄弟）に、「例よりも睦しうかたらひ」、正直に胸中を打ち明けながら、また会わせてほしいと頼む。しかし相手は「いかでか」「ましていかでか」ときっぱりそれを断っている。

ここで直ちに想起されるのは例文(21)「得させてむや」についての説明である。そこには、これは「得させること！」という通達であるとあった。氏は「む」型即ち②型③型は「相手の拒絶はまったく考慮しない」「聞き手が諾するしかない」表現であるとするが、その謬妄を改めて確認しておく。そもそも話し手の想定と聞き手の対応とが一致するとの保証などどこにもないのである。この事実は重大である。「む」型を「通達」とするのが氏の論の根幹であるが、これはそれを根柢から覆すものと見なければならない。

次は③型の中でも特に注目すべき例と思われる。

「さらば世の譬の、後の親をそれ（実の親）と^{おほ}思ひて、（私の）おろかならぬ心ざしのほども見あらはし果て給ひてむや」など、うち語らひ給ふ。（されど玉鬘恋しと）おほす様のことはまばゆければ（言葉に）えうち出で給はず。（胡蝶・3・182、源氏→玉鬘）

これは玉鬘の「後の親」である源氏の言であるが源氏は自らの玉鬘への想いの故に、か

らっとした直線的なもの言いが出来ないでいるのである。この③型は「おぼす様のこと」のさすがに「まばゆく」心の鬼に忸怩たる話し手の心の揺らぎをさながらに反映した表現と見られるであろう。「新編」はここを次のように訳している。

わたしの並々でない気持がどれほど深いものか、よく見届けてくださいませしょうか。

次には一発話中に③型と①型とが出て来るが、これによって両形式の表現価値を再確認する。

「さむべき方なくたへ難きは如何にすべきわざにかとも、問ひあはずべき人だになきを、忍びては参り給ひなんや。若宮のいとおほつかなく露けき中に過ぐし給ふも心苦しう思さるるを、とく参り給へ」(桐壺・1・28、桐壺帝→更衣母)

婉曲・間接的な表現から直接的な表現へということであり、これが勧誘・依頼の場面の自然であろう。賀茂真淵は「上には給ひなむやとゆるくのたまひ、ここにはかくのたまへる様まことに其時の御有様みるが如し」(『源氏物語新釋』)と説いている。また、玉上琢彌は「ずいぶん相手を立てた言いようである」(『源氏物語評釈』)と評している。この二先覚の秀逸な寸評を何人が否定し得ようか。なお、これを氏の主張によって説明したらどうなるか。その異様さはもはや言うを要せぬであろう。

因みに「今昔物語集」には宿の貸借をめぐる会話の例が見られるが、次にその中心の語句のみを示す。

「宿シ給ヒテムヤ」(若キ僧) ↔ 「入り給へ」(家主側ノ若キ女) … (一七・33)
 「宿シ給ヒテムヤ」(男) ←————→ 「宿り給へ」(家主ノ老女) …………… (二六・19)
 「宿シ給ヒテムヤ」(法師) ←————→ 「宿り給へ」(家主ノ女) …………… (二九・9)

ここで宿を乞う者は「宿シ給ヒテムヤ」と③型で依頼し、家主側は「入り給へ」「宿り給へ」と①型で応じている。この言葉遣にそれぞれの立場が端的に反映していることを見るであろう。ただし氏の見解によれば、ここは僧・男が「宿を貸すこと！」と通達・命令したのに対し、家主側は「泊まりませんか？(如何ですか)」と相手の意向を問うたことになる。僧・男の言は無頼、家主の答えは頓珍漢、ともに尋常ではない。けれどもその錯乱の責はもとより両者に求むべきものではない。

ここで以上の③型の機能についてまとめておく。概言すれば③型は相手を立てた、婉曲・鄭重な、穏やかな表現であり、主として依頼に用いられる。これを①型と比較するに、①型の一部に見られるような激しく相手に迫るような例はない。即ち、うちつけに責め、おどし聞こえ、追い詰めるような例は全くない。また、やいのやいのと繰り返す例もない。

これは③型の表現形式から来る自ずからの結果である。

④型の表現価値については前述①の検討に譲る。

以上、⑤の主張を実例によって否定した。氏は①～④型の婉曲・間接の度を筆者の見解とは「逆順」であるとするが、それをここで完全に否定する。これで(22)の①～⑤の総てを検討したが、これは延いて<命令表現><配慮表現>の二論文が根柢から崩壊することを意味するものに外ならない。

次は禁止表現の問題を見る。

禁止表現においても禁止形(～な、な～そ)をとらない形がある。「む」「べし」の打消しに相当する「じ」「まじ」による。

(23) 末の世までたぢろぎ候ふまじく候ふ。またとかう妨げ煩ひなど候ふまじく候ふ。大本坊の聖の御房よくよくはからひ仰せられをかせ給(ふ)べし。

(平安遺文・3797 春日某消息 安元3年6月22日)

論の脈絡からすれば、読者はここに『源氏物語』の用例が示されるものと予想する。けれどもその例は全く引用されることがない。尤もここにその用例を挙げないのは、氏は初期の<依頼表現>以来、禁止表現を研究対象としていなかったからである。^(注2)しかし、ここで改めて「禁止表現との関連性から文法体系の問題として」考えるとする以上、『源氏物語』の禁止表現の検討は必須のことではないか。しかるに、ここでは突如、まさに唐突に資料的な性格の全く異なる『平安遺文』から消息、それも広義の「候文」の例を引くのである。そしてこれについて、

この消息は寺院に土地を寄進するにあたっての贈主の意志表示であり、受け取る側は原則的にその意志を尊重すべき性質のものである。依頼と同様に、聞き手が否とする可能性がない場合、禁止表現も通達的な文として実現される。

とする。しかし、この「候ふまじく候ふ」(あるいは「候ふべく候ふ」といった表現は甚だ敬意の高い鄭重な表現である。それは文中に「仰せられをかせ給べし」という二重敬語があることから知られるであろう。氏は先に「させたまへ」は支配者に対するものであり、そこには「畏怖の心理」が内在するとしていたのではなかったか。「寄進」するからといって、決して高飛車な物言いをしているのではない。氏は「まじ」とあれば、「通達」であると初めから決め込んでいるのである。なお、下線部の見解は到底容認し難いが

これについては結論の項で一括して述べる。

『源氏物語』には「まじ」の例が数例あるが、何れも命令的な表現ではない。

「中将の朝臣にだにまだわきまへ知らせ侍らず。人にも漏らさせ給ふまじ」と御口がためきこえ給ふ。(行幸・3・302、源氏→大宮)

いま詳説を省くが、源氏が大宮に対して「通達」即ち明確な命令を発することなどあり得ない。

「このことはさらに御心より漏らしたまふまじ」(柏木・4・317 柏木→夕霧)

これは夕霧が重病の柏木を見舞った場面で、死に瀕した柏木が親友夕霧に死に至る病の全貌を語る。「このこと」とはばかされる外ない密事への不審をさす。この柏木の言が通達である筈はなからう。

なお前掲(23)に先立って、「む」の打消しの「じ」に禁止の例があるとするのは単なる臆測であって事実と反する。『源氏物語』にその例は無い。

以上で4.1項の検討を終える。

続く4.2項は1頁にも満たぬ短章であるが、余りにも問題が多い。以下その小三段落の要を記す。

㊦現代語の恩恵授受表現及び「～ませんか？」は相手の意志を尊重した態度の表明であり、相手の諾否の確認をとるものである。

㊧これに対し、平安・鎌倉時代、相手の意志を考慮しない場合は通達型の依頼・禁止が行われている。これは相手が拒絶できない表現である。

㊨このような体系的な差違を考えると、現代語「～ませんか？」の表現価値は、平安・鎌倉時代の命令形・禁止形の述語が担うことになる。「～たまへ・～させたまへ」は単なる行為指定ではなく、相手の意志を尊重した態度の表明であると推定できる。(記号・下線筆者)

㊧の冒頭に「これに対し」とあるが、㊦と㊧とは比較の対象たり得ない。時代・文型・機能の総てを異にする両者を比較することは不可能である。しかもそれを㊨「このような体系的な差違」とするが、㊦㊧は決して各時代の「体系」などと称すべきものではない。言うまでもなく「体系」とは統一的な組織、その全体を指すものであり、上述の如きはその構成要素のごく一部にしか過ぎないからである。なお、氏は「体系」という語を実に屢々無造作に繰り返しているが、ついでその事実を明らかにしたことはない。これではほとんど虚偽威しに近いといわねばなるまい。

㊨の破線部には愕然とした。あまりにも度を越えた無稽の曲説・空論にほとほと憫れた

のである。

要するに㉗～㉙は論理の体をなしていない。㉙の末尾に「推定できる」とあるように、この項はまさに文字通り単なる推定にしかすぎないのであり、論文におけるかかる非論理的な記述は類がなからう。

問題の本質は、ここに全く用例を挙げないことにある。では何故用例を挙げないのか。理由は極めて単純かつ明白である。この項は前4.1項の「通達」を基準とし、その対照・対蹠として観念的に「推定」された幻想なのである。そこにはもとより根拠がない。否、実例を検討して幻想に水を差してはならない。実例を検証すればそれは直ちに自説の否定、その崩壊につながるであろう。不可触、untouchableに如くはない。^(注3)

しかし事実在即かずして研究はない。よって氏に代って用例を示す。命令形述語(①型)については既述に譲り、ここでは禁止表現の例を挙げる。

「…その心違へさせたまふな」と、あはれなる御遺言ども多かりけれど、(賢木・2・96、桐壺院→朱雀帝)

禁止を内容とする遺言が「～ませんか？」と相手の意向を尋ねるものだ、などということがあり得ようか。

「ゆめ、その人にまろありきとのたまふな」と、まづ口がためさせたまひてければ、みなさ心得て…。(宿木・5・489、薫→弁など)

「ゆめ、～な」とあり、強い禁止表現である。

「いとかく例になりぬべきさま漏らしたまふなよ、ゆめゆめ」(朝顔・2・486、源氏→朝顔)

これは倒置されているが「ゆめゆめ」とあり、一層強い禁止になっている。次には「な～そ」の例を見る。

大臣の、「今はなまじらひそ」と制しのたまふを、(真木柱・3・398、内大臣→近江の君)

「なほ言へ。我には、さらにな隠しそ」とのたまへば、(蜻蛉・6・234、薫→右近)

如上の禁止形述語及び既述命令形述語が現代語「～ませんか？」の表現価値を担うとの主張は余りにも荒唐無稽の放言と断ずる外はない。

問題の「～ませんか？」に関し筆者は自ずと次の事実を想起する。

「この世にののしり給ふ光源氏、かかるついでに見たてまつり給はんや。…」(若紫・1・209、僧都→尼君)

佐伯梅友はここを「こうした機会にお拝みになりませんか」と訳し、続いて「原文には打ち消しはないのであるが、今はこういう場合には打ち消しを入れてたずねる。いい方の

ちがいに注意」と解説している。（『校註日本文藝新篇源氏物語新抄』）

解釈文法の泰斗として知られた博士の簡潔にして透徹した注である。

「ませんか」は③型の現代語訳に当つべきものなのである。

以上、4項の検討が長くなったが、ここでこの項のまとめを兼ね<配慮表現>及び<命令表現>二論文の内容を概括、表示する。これによって氏の主張の全貌が一目瞭然となろう。

表1

	通 達	命 令	依 頼
命 令 表 現	「む」型	×	「(させ)たまへ」型
禁 止 表 現	「まじ」型	×	「な・な～そ」型
表 現 価 値	「する(せぬ)こと！」	×	「～ませんか？」

表について一言する。

本表で「命令」の欄に該当形式を欠くのは次の理由による。即ち、<命令表現>の(10)①②において、「む」型は「命令というより通達である」とし、「命令形述語特に敬語が付加された命令形」は「命令というより依頼である」として、命令表現(広義)の機能を「通達」と「依頼」とに截然二分したことによる。そしてこれを禁止表現にもそのまま転用したのである((19)①②)。これによって、常体動詞の命令形述語は埒外に置かれ、従って「命令」の例なしとされたのである。ただし、これが実際を全く無視したものであることは言うまでもなからう。本論文の3.1項(5)では、動詞命令形による依頼表現を「命令形 型」と称してそれを従属者に対するものとし、更に3.2項(8)ではそれを「命令形型」と呼び、「指定した行為を開き手が当然なすべきことと認識している」ものとしていた。これは勿論動詞命令形による表現が「命令」なることを意味している。如上の事実は前後の齟齬などで済むことではない。論の骨子、その成否に関わる重大な矛盾と見なければならない。

『源氏物語』には約230の動詞命令形述語の例があるが、それが総て度外視されたのである。また120余の禁止表現(～な・な～そ)の例があるが、総て「依頼」とされ、かつまたそれが現代語「～ませんか？」の表現価値を担うとされたのである。なお、「依頼」欄の「～たまへ・～させたまへ」及び「な・な～そ」の用例を示すことは遂に無い。

更に論の中心をなす「通達」欄「む」型中の③型は右大臣に関わる例文(18)と「源氏→紀伊守」の例文(21)のみであり、また「まじ」型は「平安遺文」の土地寄進の例文(23)に限られる。この事実は本論文の驚くべき実証の乏しさを端的に物語る。

二論文の主張はこの表に尽きる。

この項の最後に「見出しについて述べる。冒頭に引用したようにここは「文型による配慮（の選択）」を表明するが、実際には4.2項で現代語に関して「配慮に欠ける」との一句があるのみで、他には一切この語は用いられていない。また、この項の大部分を占める4.1項は「通達的な依頼・禁止」と題するが、そもそも「通達」と「配慮」とは共起し得ないであろう。3項に続きこの4項もまた「見出し」と本論との齟齬が甚だしい。4項の見出しを次の如く読みかえれば納得がゆく。

4. 依頼・禁止表現の二類

4.1 通達

4.2 依頼

次に進む。5項は「**依頼・禁止表現の回避**」と題する。

- (24) [源氏→紫上女房]「御格子まゐりね。物恐ろしき夜のさまなめるを。宿直人にてはべらむ。人々近うさぶらはれよかし」とて、いと馴れ顔に、御帳の内に入りたまへば、「……」と、あきれて、誰も誰もみたり。(若紫・1・244)

この例文は最初の〈依頼表現〉以来、実に4度に互って引用されているが本〈配慮表現〉に至るまでついでに正当な解釈がなされていない。問題は謙譲語「まゐる」「さぶらふ」についての信じ難い無理解に発する。

先ず〈依頼表現〉ではこの場面を北山と誤解し、源氏が主人面をしているものとする。そして「まゐる」「さぶらふ」を「上位者のもとに下位者が伺候する意味を有する」とするが、この「まゐる」は後述の如く「伺候」の意ではない。また両語の敬意の対象を源氏自身としている。次の〈報告書〉では、場面を同じく北山とし、源氏は紫上の保護者気取りで女房たちを指示しているとする。問題の「さぶらふ」を「主体（聞き手）卑下・客体尊敬（話し手）」としており、これは「さぶらふ」の敬意を話し手源氏自身に対するもの即ち尊大語なることを確言したのである。謬妄も極まるものと言わねばならない。

続く『源氏物語』の敬語表現（2009.11）ではこの例文を「敬意の下降」の例として引用するが「まゐる」「さぶらふ」については何の言及もない。

本〈配慮表現〉に至って初めて場面を紫上邸と正し、「他家の人々であるから敬意は払われる」とするが、「御格子まゐりね」に女房に対する敬意はない。「御格子まゐる」とは、上位者に対する奉仕として、格子を上げ、または下ろす意である。「まゐる」の敬意

は紫上に対するものである。単に「格子を下ろす」意であれば「御格子おろしてよ」(野分・3・266)「御前ならぬ方の御格子どもぞ下ろすなる」(東屋・6・62)の如くいうのである。例文は「御格子をしっかりとお下げ申し上げなさい」と訳すべきものであって、氏の如く「御格子を下ろしなさい」とすべきものではない。

なお、ここに至って突然これを「**表現の回避**」の例とするがこれについて一言する。この場の源氏について、「まったく遠慮がない態度」であり、「知らない男性が若い姫に近づくことなど、あってはならない」と事態に啞然とするとして、「普通はかような行為は容認されない」と言う。以上を表現回避の理由とするが、しかし追究すべきは表現の問題であって、登場人物の態度や行為如何にあるのではない。源氏の言葉は尋常、真っ当であって些かも問題にすべき点はない。氏は問題の本質を取り違えている。

なおまた、この項の初めに依頼・禁止表現には人間関係を要するとあるが、この場面に先じて源氏は北山において僧都・尼君・女房と接触し、言葉を交わしており、源氏は決して「知らない男性」ではない。その点から言っても何ら回避すべき理由はない。

続く例文(25)を薫が宇治の姫君を尋ねた例とするが、薫は親交のあった八の宮を尋ねたのであり、宮が山籠り中で不在であったため宿直人に姫君への挨拶を望んだのである。従ってこれは「社交辞令的な言辞」(「新編」頭注)であって、何も殊更依頼表現回避の例と見なすべきものではない。

以上、5項を検討した。要するに格別表現回避と見るべきものはない。

次が「**6. まとめと課題**」の全文である。

以上をまとめると、次のようになる。

(27) **A** 依頼・禁止行為は、一定の人間関係の形成を要する。

B 依頼・禁止する命題に対して、諾否の可能性によって文型が選択される。諾否の可能性によって、通達型、命令型、婉曲型が選択される。命令型は今日の「命令」とは異なり、相手の意志確認機能を有する。

C 依頼・禁止する相手との上下・親疎の距離に応じて文末の敬語形式が選択される。「る・らる」は単純な敬意付加であるが、「させたまふ」「たまたまふ」は相手に対する畏敬、恐縮の念の表示である。

D 文の前置き要素は、事情説明と依頼・禁止の態度説明に限定的である。

Bの文型選択については文法的な検討が今後必要であり、**C**の敬語形式にとともなう話者の心的態度についても、そのしくみについて配慮表現からの再検討が必要で

ある。

Aについて述べる。「一定の人間関係の形成」は依頼・禁止表現に必須・不可欠の前提なのではない。初対面の場合の例も何ら珍しいことではないからである。氏は自ら初対面の例を挙げているではないか。物語世界における限られた範囲であれば、自ずから登場人物間に何らかの関係が認められることが多く、従ってまた依頼・禁止表現の例もその間におけるものが多く見られるというだけのことである。

次の**B**には「諾否の可能性」によって、

①**通達型**、②**命令型**、③**婉曲型**が選択される

とあるが、①を別として②③の呼称はここで初めて用いられたものである。結論における最も重要な用語が論文初見即ち結論が本論と無関係ということになるがこれは尋常では到底あり得ない奇態かつ稀代のことではないか。これでは著者が果たして自説の内容を認識しているのか否かさえ疑わしい。以下具体的に言う。②の「命令型」は第3項の(5)

(8)等という「命令形 型」「命令形型」(ともに動詞命令形を指す)とは全く別義であって、ここでは尊敬語「たまふ・させたまふ」の命令形を意味する。即ちこれは筆者が先に示した表1「依頼」欄の「(させ)たまへ」型に相当する。既述の如く、「たまへ」は<命令表現>(10)①では「命令というより依頼である」とされ、更に本論文4.2項では上記二語はともに現代語「～ませんか?」の表現価値を担うものとされていた。従ってこれは「依頼文」乃至「疑問文」と称すべきものであって、決して「命令型」と名付くべきものではない。この②には常体語の動詞命令形の例を含まぬこと、既に詳述した通りであるが、それをこそ本来の「命令型」と呼ぶに相応しい。(「表1」参照)。以上は単に用語の杜撰で済むことではない。本論と結論とのこれほどの乖離は一体どこから来るのか。

更に、この「命令型」は「相手の意思確認機能を有する」とある。これは4.2項で命令形述語の表現価値を現代語「～ませんか?」のそれと等価としたことによるのであろうが命令形がかかる機能を持つことは到底あり得ない。以上は「命令形」とは何かという基本的な認識に関わることであるがこれについては川上(2017)の検討に譲る。

③は既述5項で、依頼・禁止を回避したとする例文(25)唯一例を「婉曲型」と称して一類型としたものと見られる。しかし、この例は自ら「依頼表現は現れず、それに先立つ事情説明にとどまる」としていたものである。従って、これを論理的に言えば「非AはAである」というに等しい。更に、筆者が先に概括した如く、氏の持説には「通達」と「依頼」の二類型が存するのみであって、名称の如何を問わず、そこに第三の類型が入り込む余地は全然ない。要するに「婉曲型」と称すべきものはないのである。

更に、遡って**B**の「諾否の可能性」云々には論の根柢に関わる問題がある。①の「通達型」は「聞き手が諾するしかないと想定する場合」に選択されるという。しかし、聞き手が必ず従う筈だ、断られることはないと想定するのであれば、何もそれを強いて命令・指示する必要はない。穏やかに依頼すれば済むことである。一方②の「命令型」は「聞き手に諾否の選択があると想定する場合」に選択されるという。諾否は相手任せなのである。とすれば要求を受け入れて貰うためにはそれ相応の明確な表現を要するであろう。これでは話が逆である。所詮観念的な拵え事なのだ。氏の想像力の逞しさはまさに並外れているが、しかしそれは同時に事実との甚だしい乖離を意味するものであった。

③の「婉曲型」は前述の如く依頼・禁止表現が回避された、要求以前の表現であるから、本来ここで問題とされる筈のないものである。

以上、諾否の可能性によって表現形式が選択される、換言すれば話し手が予め相手の反応を想定し、それによって表現形式を選択するなど、実際問題としてあり得ないことである。**B**は氏の主張の中心をなすものであるから、これは論文の根本的な否定につながるであろう。

次の**C**には、「依頼・禁止する相手との上下・親疎の距離」とあるが、上下はともかく親疎の距離などということは話し手の意識・心情といった極めて主観的・個人的なものであって、それによって如何に敬語形式が選択されたかを現在の吾人の立場から観察・把握することは不可能である。事実、氏が「疎遠な関係」の故に敬意度の高い表現が選択されたとする例文(6)(7)その他一、二の例は悉く全くの誤解むしろ曲解であった。^(注4)

続いて**C**の第二文を検討する。先ず「る・らる」を「単純な敬意付加」とするが、これはこの二語は敬語ではあるが、配慮には関わらないの意である。しかし配慮は敬語付加によって機能するというのが氏の基本的な見解ではなかったか。尤も、「る・らる」を配慮表現の一と認めることは自ずから第3項の主張の根柢をなす「敬語の三段階構造」の否定につながるであろう。ここは巧みに、あるいは期せずしてその矛盾を避けた形であろうが、しかし同時にまた新たな自家撞着を生じたのである。

次に「させたまふ」「たまふ」を「畏敬」「恐縮」の念の表示とするが、これは3.2項で図3を捏造して敬語表現と感謝表現とを結び付け、そこからこの二語に「畏怖」「恐縮」の心的状態・心理が内在するとしていたものを承ける。従ってこれは二語の用例検討によって得られた見解ではない。なお「畏怖」が「畏敬」と変じた理由も不明である。更にそもそも「畏怖・畏敬」や「恐縮」の心情は配慮に発するものではないことを再度確認しておく。

Dに進む。**D**は「文の前置き要素」についての言であるが、本論文中これを問題としているのは僅かに2項の例文(1)(2)のみである。しかも(2)は『雲州往来』のそれを「メ

タ言語」するもので、その当らざることは既に述べた。Dを結論の一とする意味はないに等しい。

以上、「まとめ」A～Dを検討してきた。ここに到って筆者は更に大きな驚きを覚える。何か。ここには「配慮」「配慮表現」という語が一度も現れない。しかしながら今更言うまでもなく、本論文は「配慮表現」を主題とする。それが「まとめ」には一切出て来ない。これは尋常ならあり得ないことと思われる。ただし、本論文の中核をなす4項以下は要するに「通達」を基本として構成され論断されているから、そこに「配慮」の入る余地はない。「通達」と「配慮」とは共起し得ないのであり、「まとめ」はその自ずからの帰結なのである。ともあれ表題と内容とのこれほどの乖離・懸隔はまさに「懸羊頭賣狗肉」の類であり、読者を欺くことこれ以上はあるまい。

更にここには看過し得ない根本的・基本的な問題がある。何かと言えば「配慮表現」という表現形式が特に存在する訳ではないのである。次は1項「この論文の主張」末尾の一文である。

（配慮は）文型の選択、そして敬語の選択など、主として文末形式によって実現されている。

要するに、平安・鎌倉時代における依頼・禁止に関し、特に「配慮表現」と称すべき自立的な独自の表現形式がある訳ではないのである。これは「配慮表現」研究の根本に関わることであり、この認識を欠いては論が徹底せず迷走・混乱するのは当然である。

次に「課題」について見る。「課題」Bで「文型選択については文法的な検討が今後必要である」という。しかし文法的な検討の対象たり得るのは選択の結果としての「文型」であって、何れの文型を選択するかといった、発話以前の話し手の心的過程を文法的に検討することなど全く不可能である。

確かに本論文（及び命令表現）には文法的検討が一切見られない。しかし、そもそも平安・鎌倉時代の表現解析を文法的な検討なしで行ない得ようか。その結果如何は既に十分明らかである。文法的な検討はこの場の喫緊・不可欠の問題なのであって、決して**今後の課題**などと取り繕って済むことではない。

次に「課題」Cについて一言する。ここは要するに

①敬語形式にともなう話者の心的態度のしくみを

②配慮表現から再検討する必要がある。（記号筆者）」

というのである。①の「心的態度のしくみ」とは「畏敬」「恐縮」「単純な敬意」即ち「配慮」を意味するものであろう。とすればここは「配慮」を「配慮表現」から再検討す

る、と言うに等しい。空論もここに極まれりと評する外はない。

更にこれは論文の主題である「配慮表現」を本論文で何ら検討していないことを自ら表明するものではないか。尤も、事実確かにそれが全然見られないことは既に指摘した通りである。なお、「話者の心的態度」「態度」についての言及は第2項以下実に十度に及ぶがこれを「配慮表現」から「再検討する」ことは殆ど論文全体を根柢から検討し直すというに等しかろう。果たして氏にその認識があろうか。

以上「まとめと課題」の総てを見た。

おわりに

これまで、「上」「下」に互って氏の論を見て来た。検討は全項目・全叙述に及び、時には片言隻語の類もその当否を問い、結論を含めて全面的に否定した。些か長文に及び、かつ多岐に互ったので、ここで改めて**概括・総評**する。

前半の中心である第3項は依頼表現における敬語は「三段階構造」をなすとの主張である。しかし3.1項は二十年前の、極めて不完全な中間報告(1995)に基づくものであり、その自ずからの帰結として甚だ多くの謬妄・欠陥を露呈した。

続く3.2項は3.1項の主張の傍証をなすものであるが、これは旧稿(1994)の内容を歪曲し詐るものであった。即ち旧稿には存在せぬ図3を捏造したのである。これはまさに読者を欺瞞し、愚弄する所行であって到底許さるべきことではない。

本論文の核心をなす第4項以下は<命令表現>の焼き直しであり、両論文は同根に発する。その根源は漢文書簡『雲州往来』の、右大臣に関わる例文を唯々「む」型の故をもって「通達」と誤解否曲解し、それを唯一・絶対の根拠としたところにある。あとは一気呵成、総てを強引に截断していったのであり、ここでは文体の相違など一顧だにされない。しかも論文のキーワードである「通達」についての概念規定が全然見られない。そもそも物語会話文の依頼表現を通達と解するなど、絶対にあり得ないことである。

4.1項で看過し得ないのは(22)で筆者の「四段型体系」の表現価値を「逆順」としたことである。しかしその見解は全文誤謬の連環であって筆者はその悉くを完全に否定した。筆者の④型に対してお門違いの「反語表現」を云々するなど研究以前の問題である。要するに(22)の㊸～㊹は単なる言い掛かりの羅列に過ぎない。4.2項では「～たまへ～させたまへ」及び「～な・な～そ」と「～ませんか?」とを等価とする仰天すべき主張が見られた。この項は「む」型を「通達」とする4.1項の対極として「推定」されたものであるが、それを古今の「体系的な差違」によるとするなど詭弁も甚だしい。しかもここには全く用例を欠く。不可触、不可触。

なお、3項・4項の「見出し」について言う。両項の見出しは本文との乖離・齟齬が著しい。これは読者の理解を妨げること勿論であるが、同時に著者の、自らの所説に対する認識如何を疑わせるものである。

5項は「表現の回避」を論ずるが全く無用。

次に結論の6項では「まとめ」としてA～Dの4点を挙げるが、筆者はその総ての不当を指摘した。特に驚くべきはここには「配慮表現」についての記述が全然見られないことであった。これは全篇を通じ「配慮表現」について見るべきものが全くない結果であるが、この事実は端的に本文章の性格を物語る。主題についての追究が無いのでは到底論文として成り立ち得ない。

最後に特に一言する。本論文には研究に対する誠実さ・謙虚さが微塵も見られない。ここにあるのは唯ただ幻想を弄び、言葉を巧んだ虚妄の自己主張のみである。なお、これは本論文に限ることではない。初期の<依頼表現>以来、<敬語表現>・<報告書>・<命令表現>等々においても逐一それを指摘し得る。何れも詭弁を弄し、詐妄によって読者を欺き、世を誤まるものである。これはもはや研究者としての姿勢が問われるべきものであろう。

引用文献

- 川上徳明 (2017) 「論文とは何か－藤原浩史氏の主張をめぐって－」札幌大学総合論叢 44号
藤原浩史 (2009) 「古代語の依頼表現」(野田尚史編『日本語の対人配慮表現の多様性』)平成17年度～平成20年度科学研究費補助基礎研究(B)研究成果報告書
仁科伸康 (2010) 『『雲州往来』における行為指定表現の研究』中央大学国文学会「白門国文」27号

注

- (1) 命令形下接の「や」の意味については
『命令・勧誘表現の体系的研究』本論第八章「命令・勧誘表現の助詞『や』」(P753-782)において詳説した。
- (2) <報告書>に以下の記述がある。
『源氏物語』の報告は、藤原(1995)における調査による。依頼表現と目される用例は命令型・禁止型あわせて560例あった。(脚注1、太字筆者)
一瞥、愕然目を疑った。藤原(1995)が禁止表現を対象としていなかったことは明白な事実であって、そこに寸毫の疑問の余地はない。ここに改めてその事を断言しておく。上記は余りにも空々しい虚言であるが、これは共同研究の表題との辻褃合わせなのであろう。

なお、用例数を560としているが、この数値の所以については川上(2017)の『附言』で審らかにした。

- (3) <命令表現>の場合は「不可触」の例の典型であって、それが論文全般に及ぶ。論文の冒頭で本稿は、古代の命令形述語文の価値と命令表現の体系について論ずる。

と問題提起しながら、結論では

本稿は、命令形述語をとらない命令表現「む」型・「べし(べきなり)」型が、聞き手の諾否を確認しないタイプの命令表現であることを論じた。

という。ここには主題である命令形「～たまへ」について論文全体を通じて遂に唯一の例も提示・検討することがない。「～たまへ」の表現価値なるものは、ここでも「む」型(通達)を基準とし、その対比・対蹠としての幻想だからである。次が論文最後の一句である。

(「～たまへ」は)「～ないか?」のように、聞き手に意志確認を行い、諾否の回答を要求する文型であると推定する。

- (4) 誤解の甚だしい例として、<依頼表現>例文④・<敬語表現>例文⑫がある。これは〔源氏→夕霧〕の同一例であるが、あろうことかここでは両者が親密な親子関係とは言えず、そこには「ひま」即ち「距離感が生じている」とする。文脈の取り違いによるが、あり得ない誤解を重ねたものである。

【附言】

本稿「上」の冒頭で触れたように本論文は

『日本語の配慮表現の多様性』第2部「古代語の配慮表現」

の一章として掲載されたものである。上記著作は十数名の研究者による積年の共同研究の成果だという。しかし、本論文には共同研究の成果らしきものは毫も認められない。そもそもこれは共同研究の主題である「配慮表現」を追究したものではない。ここにあるのは悉く藤原氏個人の、空疎な思い付きに基づく極めて観念的・恣意的な自己主張に過ぎない。用例を挙げ得ないなど主張の現実性の欠如が著しく、筆者はその悉くを完全に否定した。従ってこれは上記著作の一章たり得ないのみならず、全篇不誠実な虚妄の辞を連ねたことによって、そこに拭い難い汚点を印するものと言わねばなるまい。特に図の捏造の件は重大であって、かかる論文は通常撤回されるであろう。